

府中市立図書館 指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

広島県府中市

府中市立図書館の指定管理者募集要項

府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、府中市が設置する府中市立図書館について、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 府中市立図書館（本館）

①所在地 広島県府中市府中町43番地

②建物概要

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造

階数 地上3階・地下1階建

敷地面積 1,419.3㎡

延床面積 2,316.9㎡

施設内容 1階 成人開架室、児童開架室、おはなしのへや 他

2階 視聴覚室、会議室、展示スペース、事務室 他

3階 閉架書庫

地下1階 駐車場

付帯設備 外部駐車場

(2) 府中市立図書館（上下分室）

①所在地 広島県府中市上下町上下861番地3 府中市上下町民会館内

②建物概要

構造 鉄筋コンクリート造

階数 3階建の1階部分の一部

延床面積 188.4㎡（別に書庫40.9㎡）

施設内容 1階 成人開架室、児童開架室、書庫 他

付帯設備 駐車場（他施設と共用）

2 設置目的

本施設は、多様な学習ニーズに対応する機会の提供を行う社会教育施設として、市民の教養と文化の発展に寄与するとともに、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

併せて、地域における新たなつながりや、あたたかなにぎわいを創出することを通して、子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、憩い、交流できるとともに、これからの社会変化に柔軟に対応できる学びの環境を提供する。

3 指定管理者が行う業務

府中市立図書館条例第10条に規定する次の業務を行う。

- (1) 指定管理施設の事業の実施に関すること。
 - (2) 指定管理施設の利用の制限に関すること。
 - (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。
- その他、別紙「府中市立図書館指定管理者仕様書」のとおり。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 指定管理料

指定管理期間（5年間）の指定管理料総額の上限は、512,575,000円（消費税相当額を含む）とし、年度ごとの上限額は次のとおりです。

令和9年度	95,498,000円
令和10年度	98,823,000円
令和11年度	102,183,000円
令和12年度	106,084,000円
令和13年度	109,987,000円

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われます。

6 応募資格

指定期間中、安全、かつ、円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

7 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布場所：府中市ホームページ

※ホームページアドレスは、問い合わせ先に記載しています。

イ 配布期間：令和8年8月24日（月）～9月25日（金）

(2) 施設見学会

参加希望者は、令和8年8月27日（木）17時15分までに連絡してください。

日時：令和8年8月28日（金）午前9時45分～午前10時45分

場所：府中市立図書館 2階 アルフチュール

(3) 応募に関する質問の受付

ア 受付場所：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 教育推進係

イ 受付期間：令和8年8月28日（金）～9月2日（水）

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

エ 提出方法：受付場所に、電子メール、FAX又は持参による提出とします。

※質問者は、電子メール及びFAXによる提出した場合、受信を確認するため電話連絡をしてください。

※住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスは、問い合わせ先に記載しています。

オ 回答期限：令和8年9月9日（水）午後5時15分

カ 回答方法：府中市ホームページに掲載します。

(4) 応募提出書類等の受付に関する事項

ア 受付場所：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 教育推進係

※住所は、問い合わせ先に記載しています。

イ 受付期間：令和8年9月10日（木）～9月25日（金）

ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

エ 提出方法：受付場所に、持参又は郵送による提出とします。

※郵送による提出の場合、期間内に必着とします。

(5) 選定結果のお知らせ

応募者全員に11月中旬に文書にて通知するとともに、以下の項目をホームページにおいて公表します。

ア 選定された事業者の名称

イ 点数及び主な選定理由

ウ 応募事業者数

提案内容は原則非公表としますが、選定理由としての内容は、当該事業者と協議の上公表いたします。また、選定されなかった事業者に係ることは、非公表といたしますが、選定されなかった事業者より請求があった場合、請求があった事業者自身の点数は開示いたします。

(6) 指定管理者の指定及び協定の締結

ア 議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月中旬の予定です。

イ 指定管理者指定後、直ちに協定の締結を行う予定です。

ウ 協定の主な内容は、次のとおりです。

- ・ 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- ・ 管理運営委託料に関する基本的な事項
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- ・ 事業報告・業務報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ・ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ・ その他

8 提出書類

- (1) 指定申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (5) 法人にあっては当該法人の記載事項証明（履歴事項全部証明書）
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度事業報告書及び前事業年度から3箇年の収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (7) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) 市税完納証明（所在地自治体の発行するもの）
- (11) 申立書（府中市に市税等の納税義務がない場合に限る）

9 提出先及び提出部数

提出先：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 教育推進係

※住所は、問い合わせ先に記載しています。

提出部数：正本1部及び副本9部の合計10部

10 選定の基準

【指定管理条例第4条に定める基準】

- ・ 利用者の平等な利用が確保されていること。
- ・ 利用者に対するサービスの向上が図られること。
- ・ 施設の適切な維持・管理が図られること。
- ・ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- ・ 施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有していること。

11 選定審査の実施

- (1) 第1次審査は、資格・要件について応募書類による審査を行います。審査に当たっては、次の期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。

ア 日時：令和8年9月28日（月）～9月30日（水）

- (2) 第2次審査は、選定審査会による審査を行います。この中で、プレゼンテーションによる審査を実施し、総合的な評価により1者を選考します。

ア 日時：令和8年10月19日（月）～10月23日（金）

イ 場所：府中市役所本庁舎内 府中市府川町315番地

ウ 時間：1者当たり45分を予定（説明：30分、質疑応答：15分）

エ 説明者：会場への入室は、４人までとします。

オ その他：申請書に沿って特色等を発表。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。パソコン（HDMI 出力対応）を使用する場合は、申請者が用意のこと。

(3) 第２次審査は、各審査員（持点１００点）の評価点の合計点の最も高い者を指定管理者の候補者とします。

12 指定管理者の評価について

指定管理者の評価については、市のホームページ上等で公開する可能性があります。

13 その他

- (1) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 責任分担の考え方は、おおむね次のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

項 目	指定管理者	教育委員会
施設の維持管理	○	
施設内機械設備の維持管理	○	
施設内備品の維持管理	○	
施設使用料(利用料金)徴収、収納	○	
施設の利用許可等	○	
施設の修繕(小規模)	○	
広場の維持管理		○
広場の利用許可等		○
広場の使用料徴収、収納		○
事故・火災等による施設備品の修繕	○	○
使用者(利用者)の被災	○	○
大規模修繕		○
施設に係る各種保険加入等	○	○
包括的管理責任		○

問い合わせ先

府中市教育委員会 教育部 教育政策課 教育推進係 担当：江種

住所 広島県府中市元町１番地５ 府中市教育センター内

電話 (０８４７) ４４－９０２３

FAX (０８４７) ４５－４２３３

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

メールアドレス seisaku_edu@city.fuchu.hiroshima.jp

以 上